

その他の処理方法

個人搬入（有料）

《その他の処理方法》



ご自身で直接清掃工場等に搬入することができます。

古賀清掃工場

搬入できるものは、「燃やすゴミ」と「分別収集カレンダー掲載物（陶磁器類・家庭用小型焼却炉除く）」です。

分別収集の出し方（3・4頁参照）に従って搬入してください。

ご利用時間は月曜日から土曜日まで（祝祭日除く）の午後1時から午後4時30分までです。

年末年始につきましては、工場【☎092-942-1530】にお問い合わせください。

搬入の際は、工場職員の指示に従ってください。

印鑑と住所確認可能なもの（免許証等）が必要です。

市うみがめ課に来られる必要はありません。

搬入料金（H17.3現在）
10kgごとに100円
※工場でお支払いいただきます。

不燃物処理場

搬入できるものは、陶磁器類 分別収集カレンダー です。

ブロック、タイル、瓦、陶器、ガレキ等

業者に工事を依頼された場合は、処理も業者に依頼してください。

ご利用時間は月曜日から金曜日（祝祭日除く）の午前9時から正午、午後1時から午後4時までです。

搬入の際は、市うみがめ課で手続きを行ってください。

搬入料金（H17.3現在）
・不燃物袋又は同程度のもの = 525円
・1t車両以下 = 1,050円
・1t車両超～2t車両以下 = 2,100円
・2t車両超～3t車両以下 = 3,150円
・3t車両超～4t車両以下 = 4,200円

その他の処理方法